

富士山登山鉄道官民連携方策検討調査業務委託仕様書

1 目的

本業務は、令和3年2月に策定した「富士山登山鉄道構想」の具体化に向け、富士山有料道路を活用した軌道事業のスキームを検討するとともに、軌道事業との相乗効果が見込まれる収益事業の可能性など、民間事業者の参画を促す手法について調査・検討を行うことを目的とする。

2 委託業務名称

富士山登山鉄道官民連携方策検討調査業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

4 委託業務内容

項目		内容
(1)	前提条件の整理	先行事例を調査研究し、富士山における軌道事業計画に必要な業務を洗い出し、本件等における基本的な条件設定を行う。
(2)	事業スキームの検討	官民の役割分担やリスク分担のあり方の視点を踏まえつつ、コンセッション等を含む本事業で想定されるスキームを整理する。
(3)	関連する事業を含めたパッケージ化の検討	軌道事業のほか、対象地域で想定される関連事業・収益事業をリストアップし、パッケージ化の可能性を検討する。
(4)	収支分析	想定される事業スキームや手法・パッケージの財務シミュレーションを実施し、それぞれの採算性を検証する。併せて、需要予測や営業費用等に関する感度分析を行う。
(5)	サウンディング調査	本事業に関心があると考えられる事業者等に対して、事業内容やスキーム等に関するヒアリングを行う。
(6)	検討課題の整理	調査結果を踏まえ、今後の検討課題やスケジュール等を整理する。

(7)	成果のとりまとめ	国土交通省が定める様式により「調査結果報告書」を作成する。 また、調査過程で得られたデータ等を含め、委託業務の実績報告書を作成する。
-----	----------	---

5 成果品

本業務委託に関する成果品は次のとおりとし、詳細は契約時に山梨県と協議の上決定する。

(1) 調査結果報告書

様式や構成は、国土交通省が定める「先導的官民連携支援事業 報告書フォーマット 項目案」を参照の上、作成すること

- ・体裁：A 4判縦、横書き、フルカラー、片面又は両面印刷（A 3判の折込可）

- ・部数：15部

(2) 調査結果報告書概要版

- ・体裁：A 4判横、横書き、フルカラー

- ・部数：15部

(3) 業務実績報告書

本委託業務で作成した全ての資料（図表、打合せ資料等を含む）を整理し、実績報告書としてとりまとめること

体裁：A 4判ファイル綴じ、フルカラー、片面又は両面印刷（A 3判の折込可）

部数：1部

(4) 電子データ

(1)～(3)の電子データをWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納する。

データは基本的に編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）及び印刷可能な解像度のPDF形式で納入すること。

6 留意事項

(1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

(2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

(3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士山登山鉄道官民

連携方策検討調査業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

7 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、山梨県と受託者で協議の上、山梨県の指示に従うものとする。